

別表第1（第2条関係）

福島県女性活躍オフィス立地促進事業補助金に係る用語の定義

用語	定義
オフィス等	事業者が自らの事業のために使用する建物をいう。
大学等	学校教育法第1条に規定する学校をいう。
女性	次の要件のいずれも満たす女性とする。 ア 大学等の卒業・修了後10年以内の者 イ 雇用開始時点で県内に居住している者
新規雇用	事業の開始に伴って、女性を新たに雇用することをいう。 （既存オフィスからの配置転換は対象外）
基準日	補助対象事業を行うため、新たに賃借・取得する建物の賃貸借契約・売買契約締結日、自己所有の空きオフィスを活用して行う場合は、県の承認日をいう。
行政機関等	国、地方公共団体のほか、公益財団法人等をいう。
中小企業者	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。 ただし、「みなし大企業」を除く。

福島県女性活躍オフィス立地促進事業補助金に係る 対象事業

（日本標準産業分類（令和5年〔2023年〕7月告示（第14回改定）（令和6年4月1日施行））による）

大分類	中分類	定義
情報通信業	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業類 41 映像・音声・文字情報制作業	37 有線、無線、その他の電磁的方式により情報を伝達するための手段の設置、運用を行う事業所 38 公衆によって直接視聴される目的をもって、無線又は有線の電気通信設備により放送事業（放送の再送信を含む）を行う事業所 39 受託開発ソフトウェア、組込みソフトウェア、パッケージソフトウェア、ゲームソフトウェアの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所 40 インターネットを通じて、通信及び情報サービスに関する事業を行う事業所であって、他に分類されない事業所 41 映画、ビデオ、又はテレビジョン番組の制作・配給を行う事業所、レコード又はラジオ番組の制作を行う事業所、新聞の発行又は書籍、定期刊行物などの出版を行う事業所並びにこれらに附帯するサービスを提供する事業所
学術研究，専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）	71 学術的研究、試験、開発研究などを行う事業所 72 法務に関する事務、助言、相談、その他の法的サービス、財務及び会計に関する監査、調査、相談のサービス、税務に関する書類の作成、相談のサービス及び他に分類されない自由業的、専門的な知識サービスを提供する事業所が 73 主として依頼人のために広告に係る総合的なサービスを提供する事業所及び広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告する事業所 74 獣医学的サービス、土木建築に関する設計や相談のサービス、商品検査、計量証明及び写真制作などの専門的な技術サービスを提供する事業所
製造業	全ての分類	

福島県女性活躍オフィス立地促進事業補助金に係る 補助対象事業及び補助対象経費等

分類	補助対象事業及び補助対象経費等
県内にオフィス等を有していない企業	<p>1 補助対象事業 次の(1)から(3)までの全てに該当する事業であること。</p> <p>(1) 建物賃借又は空き建物の売買により物件を取得して、県内に新たにオフィス等を設置する事業</p> <p>(2) 基準日以降に正規職員として6か月以上、新規雇用する事業</p> <p>(3) 新設したオフィス等において、被雇用者を5人以上（中小企業者の場合は2人以上）配置する事業。このうち1人以上は新規雇用した女性を配置することを条件とする。</p> <p>2 補助対象経費</p> <p>(1) 補助対象事業に係るオフィス等の賃借料</p> <p>(2) 上記1の(2)の新規雇用に係る人件費</p>
既に県内にオフィス等を有する企業	<p>1 補助対象事業 次のア又はイのいずれかに該当する事業であること。</p> <p>ア 次の(1)、(3)、(4)及び(5)の全てを満たす事業</p> <p>イ 次の(2)、(3)、(4)及び(5)の全てを満たす事業</p> <p>(1) 建物賃借又は空き建物の売買により物件を取得して、県内に新たにオフィス等を設置する事業</p> <p>(2) 新規雇用者の増加のため、自己所有の空きオフィスをオフィス等として増設する事業</p> <p>(3) オフィス等の増設後も被雇用者が維持されること。</p> <p>(4) 基準日以降に正規職員として6か月以上、新規雇用する事業</p> <p>(5) 増設したオフィス等において、被雇用者を5人以上（中小企業者の場合は2人以上）配置する事業</p> <p>2 補助対象経費</p> <p>(1) 補助対象事業に係るオフィス等の賃借料</p> <p>(2) 上記1の(4)の新規雇用に係る人件費</p>